



とうほくふるさと情報

H26年5月版②

～東京司法書士会でピックアップした東北関連の情報をお届けします～



どーなってるの？損害賠償！

住居確保に係る費用の賠償および 住居以外の建物修復に係る費用の賠償について (平成26年4月30日東京電力プレスリリース)

東京電力は、帰還される方が自宅に居住できるようにするために必要な建替え・修繕の費用や、新しく生活拠点を定められる方が宅地や住宅を購入する費用の賠償などに関するプレスリリースを行いました。

1. 持ち家にお住まいであった方に対する住居確保に係る費用の賠償について

事故発生時点において持ち家にお住まいであった方を対象に、帰還される際の建替え・修繕費用や、生活の本拠を事故発生時点の住居から移される際の住宅や宅地の購入費用が支払われます。

また、売買契約書等の写しをもとに、見積り等の段階で費用を負担する前に支払いを受けることも可能です。

2. 借家にお住まいであった方に対する住居確保に係る費用の賠償について

事故発生時点において借家にお住まいであった方を対象に、移住・帰還される先での新たな住居を確保するための費用として、礼金等の一時金相当額や新たな借家と従前の借家との家賃差額相当額（8年分）が定額で支払われます。

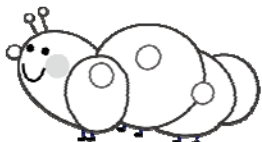
対象となる方、支払われる賠償金額、支払い方法など、具体的な内容については、東京電力のホームページをごらんになるか、下記へお問い合わせ下さい。

なお、東京電力は、同プレスリリースにて、当該賠償について賠償内容に関するダイレクトメールを発送し、請求の受付開始前に相談を受けるとともに賠償の概要を説明するとしています。

福島原子力補償相談室 財物（土地・建物・家財）ご相談専用ダイヤル

電話番号：0120-926-596

受付時間：午前9時～午後9時





岩手

防潮林再生が本格化 ～宮古・田老で植樹第一号～

東日本大震災の津波で根こそぎ流失した防潮林の再生に向け、宮古市田老の撰待（せったい）防潮林で14日、県内第一号となる植樹が行われた。約2・8ヘクタールの盛り土工事が完了。アカマツやクロマツ1万2500本を植え、20～30年かけて潮風や海砂から耕地を守る森に育てる。

（岩手日報 2014/4/30 より抜粋）



宮城

復興の土台かさ上げ完了 ～気仙沼・水産加工場集積2地区～

宮城県気仙沼市が東日本大震災で被災した水産加工場の再建を目指す南気仙沼、鹿折の両地区で、地盤沈下した土地計約30ヘクタールのかさ上げ工事がほぼ完了した。道路や上下水道などのインフラを整備し、今秋にも水産加工場建設が本格化する。（河北新報 2014/5/16 より抜粋）

福島

今夏にも指定解除へ 南相馬の避難勧奨地点で国

東京電力福島第1原発事故に伴う南相馬市の特定避難勧奨地点について、国は早ければ今夏にも地点の指定を解除する。

国は6月にも関係する行政区長に方針を説明した後、順次線量調査を行い、住民説明会で解除への理解を求める見通しだ。（福島民友 2014/5/17）

面談による相談（予約制）

●東京司法書士会総合相談センター（四谷・金曜午後5時～8時）

ご予約電話番号：03-3353-9205

予約受付時間：平日午前9時～12時、午後1時～5時

場所：東京都新宿区本塩町9-3（JR・東京メトロ 四ツ谷駅 徒歩約4分）

●三多摩総合相談センター（立川）

ご予約電話番号：042-548-3933

予約受付時間：平日午前10時～午後4時

場所：東京都立川市曙町2-34-13 オリンピック第3ビル 202-A

（JR 立川駅 北口 徒歩6分、多摩都市モノレール 立川北駅 徒歩5分）

電話による相談

電話番号：03-3353-2700

相談時間：平日 午前10時～午後4時（受付は午後3時45分をもって終了いたします）

※通話料はご相談者様の自己負担となります。